

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

令和 8 年度 事 業 計 画

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

第 4 次地域福祉活動計画（令和 4 年度～令和 8 年度）テーマ

よりそい つながろう あなたとわたし

I. 基本方針

本会の経営は、これまで介護保険事業の収益が大きく寄与してきたが、人口減少に伴う利用者の減少、介護報酬改定、物価・光熱費の高騰、人材確保の困難さが主な要因で、これまでどおりの事業を維持するだけでなく、経営改善を軸とした方向転換が不可欠となった。引き続き理事会で構成する経営委員会を中心に経営改善の方策の検討に取り組む。地域福祉分野では、多様化・重度化するニーズに対応する必要がますます増加し、地域共生社会の実現に向けて本会に対する期待はさらに高まっている。

このような中、令和 8 年度は経営再建を第 1 に、赤字脱却のための在宅福祉事業からの撤退も視野にした大規模な見直しと、これまで行ってきた地域福祉事業の再構築を行い、次期へつながる社協の体制を整える出発点とする。

II. 重点施策

1. 経営改善に向けた計画策定

経営委員会を中心に赤字からの脱却に向けた経営の在り方を検討する。特に在宅福祉事業の取り扱いについては撤退も視野に取り組みを進める。また、事務の共通化や、他団体との連携による経営の効率化を進める。

2. 地域共生社会実現に向けた取り組みの推進

福祉のニーズ多様化に対応するため、社協にしかできない「地域福祉の担い手」としての機能再構築を行うとともに、地域福祉活動におけるデジタルを活用した業務効率化を進め、地域住民や関係機関と協働して地域福祉推進に取り組む。

3. 権利擁護に向けた調査・研究

孤独・孤立状態にある高齢者、障がい者、子供・若者など、あらゆる世代への包括的なアプローチが求められているなか、制度の隙間に落ちる「身寄りなし・判断能力不十分」な人々に対し、入院・入所手続きや死後事務まで含めた支援について調査・研究を行う。

Ⅲ. 具体的事業

1. 総務課

【法人運営・財務人事係】

(1) 法人運営

①理事会・評議員会・監査会

事業計画名	具体的内容
理事会	理事会の開催（年4回） ・法人事業の決定、予算・決算、事業計画・事業報告、その他法人運営に係る重要な事項の決定を行う。
評議員会	評議員会の開催（年3回） ・法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
監査会	監査会の開催（年2回） ・法人内の業務執行の状況及び法人内の財産の状況を監査する。

②事務局運営

事業計画名	具体的内容
事務局会議	・常務理事、管理職で構成する定例会議（月1回）
地域福祉推進 連携会議	・地域福祉事業について、管理職・地域福祉担当・在宅福祉担当などによる連携会議
在宅福祉連携会議	・在宅福祉部門の管理職・事業所の管理者等による連携会議。介護保険事業に係る情報共有を進める。
職員研修会	・研修部会の作成した研修計画に基づき、各種内部研修・外部研修を開催・受講をする。

③会員募集

事業計画名	具体的内容
会員募集	・会費は、社協組織の基盤であることを踏まえ、その趣旨の普及に努める。 一般会費（1世帯 一口1,000円） 賛助会費（ 一口2,000円） 法人会費（ 一口2,000円）

	・自治会や法人等へ出向き理解を求める説明を行う。 ・6月を社協会費加入強化月間とする。
--	--

④広報事業

事業計画名	具体的内容
広報紙の発行	「ふれあいネットワーク」の発行（年5回） ・見やすく、読みやすい紙面作りに努める。特集を組み、市民の福祉に対する関心と理解を深める。
ホームページの運営（刷新）	・最新の情報を掲載し、その他福祉活動情報を広く市民に発信していく。
SNSでの発信	・フェイスブック、インスタグラムで身近な話題を発信する。

（2）施設管理

事業計画名	具体的内容
指定管理施設の管理経営	①三重農村環境改善センターの経営
	②清川高齢者生活福祉センター等の経営
	③朝地憩いの村の経営
	④デイサービスセンターあけぼの荘の経営

※R7.4～R10.3の3ヵ年契約（三重農村環境改善センターはR8.4からR11.3まで）

事業計画名	具体的内容
公共施設の無償貸与	①きよかわランチ（清川支所内）
	②緒方支部・おがたランチ（緒方支所内）
	③あさじランチ（朝地支所内）
	④大野支部・ランチおおの（大野支所内）
	⑤千歳支部・ちとせランチ（千歳支所内）
	⑥犬飼支部・いぬかいランチ（犬飼支所内）
	⑦総合相談センター（豊後大野市役所本庁内）

（3）財政基盤の安定化に向けた計画の進捗管理

事業計画名	具体的内容
経営委員会	・理事会に経営委員会を設け、経営の安定化と経営計画の進捗管理を行う。 ・赤字脱却の計画を策定する。

(4) 行政との連携強化と経営状況の共有

事業計画名	具体的内容
仮称：社協経営あり方検討会議の設置	・社協の経営状況を鑑みた行政との会議の設置を依頼する。 ・社協の経営、地域福祉事業、在宅福祉事業、受託事業などについて協議。

(5) 他法人との連携

事業計画名	具体的内容
他法人との連携推進の取組	・福祉分野や地域づくりに関係する他法人との包括連携の取組みを推進する。

【在宅福祉係】

(1) ケアプランセンター

事業所	具体的内容
ケアプランセンターぶんどおの	【取組方針】 ・利用者や家族に寄り添い、利用者の意欲や強みを活かし、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援を行う。 ・地域包括支援センターや各種事業所、医療機関等との連携を図るとともに、事業所内での情報共有・定期的な研修を行い、より質の高いケアマネジメントを行う。 ・利用者や家族が望む生活の実現のため、地域や関係機関と連携を図りながら、社会資源を有効活用して支援を行う。

(2) ヘルパーステーション

事業所	具体的内容
ヘルパーステーションぶんどおの	【取組方針】 介護給付事業 ・訪問介護計画に基づき、利用者が、住み慣れた住宅環境で可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護・その他の生活全般にわたる支援を行う。

	予防給付事業 ・介護予防訪問介護計画に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護・その他の生活全般にわたる支援を行う事により生活機能の維持向上を図り要介護状態となることを予防する。 障がい者支援事業 ・障害福祉サービス計画書に基づき、利用者が自立した生活が送れるように支援する。
--	--

(3) デイサービスセンター

事業所	具体的内容
デイサービスセンター (3 事業所) みつば苑 憩いの村 あけぼの荘	・地域に必要とされる事業所を目指し、利用者が住み慣れた地域で在宅生活ができるよう関係機関と連携し支援する。 ・利用者・家族が安心できるサービスを提供し、一人一人に細やかに対応しながら、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように支援する。

(4) 生活支援ハウス

事業名	具体的内容
高齢者生活支援 ハウスの運営 (2 施設)	・清川、朝地の 2 施設で受託運営 ・入居者が自立した生活を送れるよう、施設の管理に努め家族や関係機関等とも連携し安心安全な生活環境を作る。

(5) 元気クラブ

事業名	具体的内容
元気クラブ事業 (7 地域 5 教室)	・市の受託事業として各町の公民館等で実施 ・利用者の介護予防に努め、生活機能の維持又は向上を目指し、いきいき生活応援隊員や関係機関等と協力しながら実施する。 ・利用者が可能な限り、自宅で安心して自立した日常生活を過ごせ、認知機能も低下させないように事業を実施する。

2. 地域福祉課

【地域福祉係】

(1) 地域福祉

(各町の状況)

町	目標（各町共通）	計画
三重町	・ 関係団体・機関等と連携・協働し、属性に囚われない支え合いやつながりのある地域づくりの推進を図る。 ・ 地域資源の発掘と育成に努め、地域福祉の向上を目指す。	・ 地域に出向いての支え合いや見守り活動の推進 ・ 地域の通いの場の活性化に向けた支援。 ・ 現在取り組みがある地区へのサポートを行いながら、他地区へ取り組みを広げる。
清川町		・ 三者合同会の実施 ・ ふれあい福祉まつりの実施 ・ 長寿ふれあい弁当の実施 ・ 支えあいの会との連携
緒方町		・ 三者合同会議の実施 ・ 小地域見守り活動の継続 ・ あんしん訪問について平常時の見守りの推進と継続できる形へと関係機関と協議
朝地町		・ 三者合同会議の実施 ・ 福祉のつどいの実施 ・ 見守り活動の実施（ボランティア団体と福祉委員）
大野町		・ 小地域見守り活動事業の啓発と組織化の支援。 ・ 振興協議会や関係機関との連携と地域福祉推進に向けた協議。 ・ サロン活動の維持継続支援と居場所の創出。
千歳町		・ 地区社協の研修の実施と関係機関との連携調整。 ・ 小地域見守り活動事業のさらなる推進。 ・ 地域福祉推進のため民生委員・福祉委員・ボランティア組織との連携活動支援。 ・ 三者合同会議を開催し、地域の情報を共有する
犬飼町		・ 地域での小地域見守り活動事業の啓発と推進の支援。 ・ 地区社協や各種団体と連携し自ら考え自ら行動できる地域づくりの支援。 ・ 地区社協事業の見直しを検討。 ・ 新規事業「ささえあい防災」の推進。

①地区社協支援

地域住民や福祉団体等が話し合い、身近な福祉活動に参加・協力することにより、住民生活に根ざした福祉活動が推進できるよう地区社協の運営支援を行う。

事業計画名	具体的内容
地区社協の 運営支援・助成	・運営費助成、事業費助成 ・地区社協及び事務局支援のあり方について地区社協と協議
地区社協 の活性化	・各地区社協のそれぞれの地域性や取り巻く環境、目標等に応じた支援を行う

②福祉委員の養成

福祉を取り巻く現状の理解を図りながら、自治会長（区長）や民生児童委員と連携しながら孤独・孤立の緩和につながるよう、福祉委員の養成に取り組む。

事業計画名	具体的内容
福祉委員の 設置・養成事業	・市社協会長による福祉委員の委嘱 ・福祉委員への説明会の実施 ・地区社協、自治会、民児協と連携した福祉委員活動の実施 ・福祉委員助成金の交付 ・つながりサポーターとして推進を図る

③ふれあいサロン事業

世代に関係なく参加できる地域の集い場として運営支援を行い、サロン活動の普及推進、活性化に取り組み、地域児童との多世代交流を深めていく。

事業計画名	具体的内容
ふれあいサロン 事業	・多世代型サロンの普及推進 ・サロン事業への助成 ・ボランティア講師の派遣 ・レクリエーション用具の貸し出し ・「サロンだより」やチラシの発行と SNS 等でサロンの広報 ・サロン訪問による会員との交流および地域ニーズ等の把握 ・サロン運営についての検討 ・地域児童とサロン会員との交流

④小地域見守り活動事業

小地域（自治会単位）で孤立者を出さないため、支援等を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動を推進する。

事業計画名	具体的内容
小地域見守り活動事業	自治会等での座談会の実施 ・小地域見守り活動事業に取り組めるよう自治会への働きかけ ・実施地区の取り組み状況の把握 ・見守り対象者数に応じた助成金の交付 ・生活支援体制整備事業との連携

⑤地域福祉推進大会

市と共催で地域福祉推進大会を開催し、功労者を表彰することで功績をたたえ次世代の育成を図る。また併せて講演を実施し、自助力・互助力が高まる「福祉観」の醸成に繋がるよう、内容の充実を図る。

事業計画名	具体的内容
地域福祉推進大会	・社会福祉の発展に功績のあった市民の表彰 ・講演会の実施

⑥地域福祉活動計画の策定

第４次地域福祉活動計画の最終年度の総括を行い、市の第５期地域福祉計画と連動した第５次地域福祉活動計画の作成を行う。

事業計画名	具体的内容
地域福祉活動計画の策定	・内部点検会議 ・策定委員会 ・理事会への答申

（２）重層的支援体制整備事業

①生活支援体制整備事業

豊後大野市第９期介護保険事業計画で掲げる、高齢者の「多様な日常生活上の支援体制の強化」と「社会参加への推進」を目指すため、積極的に地域へ出向き、住民や各種団体等との話し合いの場を通じ、支え合いの体制づくりを構築する。

事業計画名	具体的内容
第1層生活支援コーディネーターの業務	ア. 生活支援体制整備事業に関する普及啓発活動 イ. 「見守り体制の充実」「移動支援」「買い物支援」の取組 ウ. 重点地域等への関わり エ. 第2層生活支援コーディネーターとの連携 オ. 関係者間のネットワークの構築
第2層生活支援コーディネーターの業務	ア. 各町への関わり【主要事業】 ・【三重】福祉とくらしの座談会（生活支援） ・【清川】白山寄ろう会（集いの場）、ささえあいの会との連携 ・【緒方】OGATAを元気にプロジェクト（社会参加） ・【朝地】地区別見守り活動（見守り） ・【大野】地区別見守り活動（見守り） ・【千歳】千歳町を考える会（送迎支援） ・【犬飼】ささえあい防災（見守り） イ. 通いの場・集いの場への積極的訪問 ウ. 地域資源、課題、ニーズの把握 エ. 第1層生活支援コーディネーターとの連携
生活支援体制整備に関する協議体の参加等	ア. 第1層協議体の参加 イ. 第2層協議体への協力 ウ. 第3層および第4層への推進・普及啓発活動 エ. 生活支援体制整備事業事務局会議の出席 オ. 各町地域包括ケア推進会議の出席
その他	ア. 地域ケア会議への参加 イ. 生活支援コーディネーター関連の研修参加 ウ. 講演会等の参加（市全体または各町（旧小学校区）開催）

②参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題がある個人や世帯に対して、必要性に応じた社会資源（受け入れ先）のコーディネート・マッチングを行う。

事業計画名	具体的内容
参加支援事業	・制度やサービスにつながっていない、または社会参加に困難を抱える人に対し、本人の状況や希望を踏まえ、地域活動や社会参加につなげる支援を行う。 ・必要に応じて既存制度の活用や新たな支援の調整を行う。

③アウトリーチ事業

支援が届いていない個人や世帯に対し、訪問による状況把握を行い、相談、助言、福祉サービスに関する情報の提供などを行い、寄り添いながら継続的な支援を行う。

事業計画名	具体的内容
アウトリーチ事業	・複雑化・複合化した課題を抱える対象者に対し、つながりの形成に向けた支援を行う。 ・関係機関や地域の関係者との連携を通じた情報収集により対象者を早期に発見する。

(3) ボランティアセンター事業

①ボランティア推進事業

市社協に登録しているボランティア及びボランティア活動を希望する方等に情報提供やマッチングを行っていくほか、センター機能の見直しを進める。

事業計画名	具体的内容
ボランティア推進事業	・ボランティアセンターとしての機能の見直し ・SNS等を活用したボランティアに関する情報発信 ・ボランティア活動保険加入者支援 ・ボランティアに関する福祉学習プログラムの検討

②災害ボランティアセンター事業

大規模災害時の即時的な活動ができるよう市と連携し平常時に準備を進める。県が実施する研修等に積極的に職員を派遣し、情報共有と対応力の向上を目指す。

事業計画名	具体的内容
災害ボランティアセンター事業	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改正 ・災害ボランティアセンター運営リーダー研修会及び運営スタッフ研修会への参加 ・災害ボランティアセンターネットワーク連絡会の実施

③フードバンク・フードドライブの推進

関係機関等との連携を行いながら、生活困窮者や子ども食堂などに食材等の提供をスムーズに行い、食品ロスの削減と貧困問題の社会課題の減少に取り組む。

事業計画名	具体的内容
フードバンク・ フードドライブ	・生活困窮者や子ども食堂などに食材等を提供 ・関係機関等との連携 ・フードロスにならないよう管理体制を整備

④いきいき生活応援隊員養成講座

日常生活上の軽微な援助が必要な方をサポートする「生活援助サポーター」や、ささえあいパートナー事業における「お助け会員」を養成するための講座を行う。

事業計画名	具体的内容
いきいき生活 応援隊員養成講座	・各支部、団体に依頼し、受講生を募集 ・全7日間の専門職・職員による講座を実施 ・活動につなげるためのフォローアップ講座を実施

⑤ささえあいパートナー事業

日常生活上の困りごとを有する人に対し、会員同士による有償の相互援助活動を行う。

事業計画名	具体的内容
ささえあい パートナー事業	・サポーターとお願い会員のマッチングや連携・調整 ・ありがとうチケットの発行、管理 ・サポーターとお願い会員と連絡、調整 ・事業のあり方の検討

(4) その他の事業

①福祉教育

社会的少数者や弱者への理解、福祉を自分ごととして考えられる、心豊かな地域づくりを学習会や講座等を通じて行う。

事業計画名	具体的内容
福祉講座	・小中高及び社会人向けの福祉学習の実施 ・公民館と連携し、放課後チャレンジ教室で福祉学習を実施 ・市と連携し、各年齢に応じた独自のプログラム作成 ・広報紙等を活用した、地域住民に向けた福祉に関する知識や情報の発信

②デジタル社会支援

デジタル社会に対応できるよう、情報発信・取得・共有が円滑に行われるよう福祉的な視点から支援を行う。

事業計画名	具体的内容
ぶんごる・つながる ♪スマホ教室	・地域のグループ自治会、住民対象のスマホ教室開催（出張型・参集型） ・公民館や学生との協同型シニア向けスマホ教室開催 ・継続して学べる集いの場「スマホクラブ」の推進 ・スマホサポーターの確保とサポーター同士の交流会や学びの機会の提供 ・SNS や各種広報誌等を活用した広報活動 ・関係機関（市、公民館等）および地域団体、学校等との連携

③福祉団体の事務局支援

社会的少数者や弱者への理解や支援、心豊かな地域づくりが推進できるよう、各福祉団体の役割や使命に応じた側面的支援を行う。

事業計画名	具体的内容
福祉団体の事務局支援	・町ボランティア連絡協議会事務局として支援 ・市及び地区民生児童委員協議会事務局として支援 ・支部シニアクラブ運営の側面的支援
共同募金委員会	・市共同募金委員会事務局運営
事務局支援の在り方協議	・事務負担の軽減に係る、事務局としての支援のあり方について各団体と協議を行う。

【権利擁護係】

(1) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の利益の保護を図るとともに、広報・啓発活動を積極的に行い、成年後見制度の利用促進を進める。また、関係機関との地域連携ネットワークの構築を進め、被後見人や後見人等の積極的な支援を行う。

事業計画名	具体的内容
成年後見制度 利用促進事業	・一般市民、専門職等を対象とした啓発活動(年2回) ・相談支援体制の充実及び申立支援 ・成年後見支援センター運営協議会の開催(年2回) ・受任調整会議の開催(原則毎月・竹田市と合同) ・成年後見制度担当者会議の開催(毎月) ・日常生活自立支援事業担当者と連携し、必要に応じた成年後見への意向を検討 ・法人後見支援員の確保に努める

(2) 法人後見事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の増加や多様化する支援を必要とする方々の地域での生活を支えるため、法人後見支援員の拡充を図りながら、本人に寄り添った支援を行う。

事業計画名	具体的内容
法人後見事業	・法人後見支援員の確保 ・法人後見支援員を活用した後見業務の取組 ・研修等に参加し、職員のスキルアップと支援員へのバックアップ

(3) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。

事業計画名	具体的内容
日常生活 自立支援事業	(大分県社会福祉協議会からの受託事業) ・専門員業務の遂行(相談・契約・解約に関すること、利用者及び関係機関との連絡調整) ・預かり物件の適切な保管 ・生活支援員の適切な個別援助活動 ・広報啓発活動等による生活支援員の新規獲得に努める ・研修に参加しスキルアップを図る ・関係機関との連携を深める ・必要に応じた成年後見制度への移行

(4) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等で他制度の貸付が利用できない人に対して資金の貸付を行う。経済的自立及び生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、自立相談支援事業とも連携した支援を行う。

事業計画名	具体的内容
生活福祉資金 貸付事業	(大分県社会福祉協議会からの受託) ・相談窓口の設置 ・大分県社会福祉協議会が行う貸付事業の相談及び申請の援助 ・コロナ特例貸付の借り受け人に対しての状況把握 ・関係機関との連携を深める
小口資金貸付事業	(市社協事業) ・県の生活福祉資金貸付に該当しない低所得者に対して小口資金貸付事業の実施(上限5万円) ・未償還者に対する現状把握、指導

(5) 身寄りのない方への支援に係る調査

事業計画名	具体的内容
身寄りのない方への 支援に係る調査	・新たな日常生活自立支援事業の創設予定に対して、モデル事業など、実施の先進地の事例を調査・研究する。 ・成年後見制度の改正を踏まえ、ニーズに沿ったサービスを展開できるよう準備を進める。

3. 総合相談センター

【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。又、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、今後も地域の関係者と連携して、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

特に「①市民への事業の周知」、「②医療、福祉、生活のあらゆる部署との連携」、「③チームアプローチの推進」を重点として進める。

(1) 包括的支援事業

事業計画名	具体的内容
総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行う。 ①初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援 ②地域におけるネットワークの構築 ③実態把握 ④ランチ等の専任相談員業務（上記に加えて実施） ○見守り支援が必要な高齢者等への訪問や民生委員会、コミュニティカフェ等アウトリーチでの相談対応・情報収集 ○オレンジカフェ（認知症家族会）を月1回開催 ○総合事業・介護保険・住宅改修理由書作成・福祉用具購入等申請代行及び調整支援 ○高齢者福祉サービス（配食サービスや緊急通報装置等）申請・更新手続き ○地区社協等の住民主体の助け合い活動の後方支援や四者連携会議への参画 ○市の地域包括ケアに関する事業啓発等への協力
権利擁護事業	地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続

	的な視点からの支援を行う。 ① 成年後見制度の活用促進：制度説明や普及啓発、市やセンターとの連携 ② 老人福祉施設等への措置の支援：市との連携による措置入所の実施 ③ 高齢者虐待への対応：実態把握を行い緊急性の判断、警察・医療機関との連携 ④ 困難事例への対応：専門職相互の連携 ⑤ 消費者被害の防止：消費者センター・警察との連携、介護支援専門員等への情報提供 なお、家族機能の低下や地域のつながりが希薄化するなど、社会構造の変化と多様化により生活課題も複雑化・複合化が進んでいる。金銭的な課題を抱えている等、既存の制度やサービスに当てはまらない狭間にある事例も増加している。認知症等で判断能力が低下し、意思決定が一人では困難な中で、キーパーソンの不在や、医療や介護サービスを本人が拒否し、介入が困難な事例も顕在化している。複雑化・複合化した課題に対応するには、地域包括支援センターだけでは解決しづらく、また一つの事例に対する支援時間も増えていることから、関係機関との連携をより一層強化する必要がある。
包括的・継続的 ケアマネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的に支援することが重要。そのための地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。 ① 包括的・継続的なケア体制の構築：居宅介護支援事業所との連携 ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用：居宅連絡会等の実施・地域住民に対する出前講座の実施 ③ 日常的個別指導・相談：計画作成に関する相談・個別指導・事例検討会や研修の実施 ④ 支援困難事例等への指導・助言：事例への支援助言等

地域ケア会議 推進事業	医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながるため、市と連携し役割分担しながら取り組みを推進する。 ① 地域ケア会議の機能推進：個別課題の解決・地域課題の発見等 ② 地域ケア会議の運営：市との連携・記録の共有・個別事例のモニタリング ③ ケアマネジメント向上会議の開催（年２回）：ケース検討会の実施
在宅医療・介護 連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。在宅医療介護連携に関する相談窓口として業務を推進する。
認知症総合 支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケア向上を図るための取組みを推進する。具体的には、「認知症地域支援推進員」を配置し、市が掲げる認知症施策の４つの柱を市と連携しながら遂行する。 ① 普及啓発・本人発信 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーターキャラバンメイトとの連携 ・市民に対する普及活動（12回/年） ・本人ミーティングの実施 ② 予防 ・認知症カフェ等の通いの場の拡充 ・相談支援体制の強化

	③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ・認知症初期集中支援チームの活動推進(医療介護に繋がる割合：65%) ・認知症ケアパスの普及 ・医療との連携推進 ・認知症家族会への支援 ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ・認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進 ・徘徊高齢者等の位置情報サービス（GPS）の活用 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の推進 ・認知症の人を支える活動の場づくり（チームオレンジ）
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当したもの及び要支援者からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービス、通所サービスのほか、一般介護予防事業も含め、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 ① 第一号介護予防支援事業 …事業対象者・要支援者に対する総合事業の介護予防ケアマネジメント ② 指定介護予防支援 …要支援者に対する介護予防サービスのケアマネジメント（初回訪問、アセスメント、ケアプラン作成、担当者会議、ケア会議、モニタリング、評価） ア）介護予防事業の啓発と事業対象者の把握 住民や医療機関に対し、日常的に介護予防を推進する意識が高まるよう、体力測定などの出前講座、チラシや動画、MCS 等を利用し介護予防事業の啓発を行う。対象者把握のため介護予防健診に協力する。 イ）ICTの活用とケア会議参加による自立支援型ケアマネジメントの実施

	I C Tの活用により現在の状況に至った背景を把握し、身体状況によりリスク管理を行いつつ、生活の中でできなかったことができるよう、本人の目標が達成されるよう支援する。 ウ) 短期集中サービスを含む総合事業の利用促進 非該当者、事業対象者、要支援者の生活状況を把握し、生活不活発の状況を見極め、短期集中サービスを含む総合事業を提案し、利用を促進する。 短期集中 C 型：月平均新規 5 件 エ) ケアプランへのインフォーマルサービスの位置づけ ケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけ、2 層生活支援コーディネーターと協働し高齢者の自立を支援する。
--	---

(2) 指定介護予防支援事業

事業計画名	具体的内容
介護予防支援及び 介護予防ケアマネ ジメント	【取組方針】 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、設定された目標を達成することができるよう、地域や関係機関と連携しながら支援を行う。 ①要支援者への介護予防支援 ②要支援者・事業対象者へのケアマネジメント 地域ケア会議への参加

【くらし支援センター】

（１）生活困窮者自立支援事業

経済的理由を始め様々な理由により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（世帯）【生活困窮者（世帯）】が抱える、多様で複合的な課題に対して相談対応をしていく。

生活に困窮している人（世帯）に対して情報の提供や助言を行うとともに、多職種連携による包括的な支援を計画的に行うことによって生活に困窮している人（世帯）の自立を図る。

事業計画名	具体的内容
生活困窮者 自立支援事業	自立支援事業の実施 ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置（市役所内） ・生活に困り事を抱える人（世帯）への積極的な訪問支援 ・支援調整会議の開催 多職種連携のため関係機関とのつながりの強化 ・市役所内部署及び関係機関との連携・協力 ・家計改善事業、就労準備支援事業との連携強化 ・民生委員等への事業の周知と協力依頼。 ・「地域共生社会の実現」へ向けた地域への働きかけ

（２）被保護者就労支援事業

生活保護受給者の就労について、本人及び福祉事務所からの相談にのり、ハローワーク等と連携しながら必要な情報の提供及び助言、支援を行うことにより被保護者の自立をめざす。

事業計画名	具体的内容
被保護者就労 支援事業	対象者の就労・定着支援 ・支援対象者からの求職相談 ・ハローワークとの連絡調整 ・就労（継続・定着）に必要な支援 福祉事務所（ケースワーカー）との連携

